

寮内デジタルカメラ所持登録申請書

寮務部長	寮長	舍監

平成 年 月 日

(トマス ・ ドミニコ) 寮長殿 ←必ずどちらかに○をつけること。

私は、下記の理由で、一定期間デジタルカメラを所持したいので、寮内での所持登録を申請いたします。所持および使用にあたっては、「寮内デジタルカメラ所持・使用に関するルール」(※1)をよく理解したうえで、そのルールを守ります。また、許可された期間終了後、1週間以内に必ず保護者へ返却いたします。万が一違反した場合は、ルールに則って所持・使用の停止を受け入れ、直ちに違反物処理に同意します。なお、寮内での所持保管は自己責任とし、紛失・盗難・破損が発生しても寮・学校に責任は問いません。

※1 : プリント :『寮内デジタルカメラ所持・使用に関するルール』を確認。

●申請者 : 中・高 年 組 氏名 部屋番号()

●理由および期間 : () のため
年 月 日 ~ 年 月 日まで

●登録するデジカメ (メーカー・商品名・色・製造番号など) :

メーカー・商品名など : _____

色・製造番号など : _____

充電器具の有無 : (あり ・ なし)

舍監 使用欄	
-----------	--

『寮内デジタルカメラ所持・使用に関するルール』

平成24年10月7日以降適用 総務部

1. 所持・使用の基本原則について

①デジタルカメラは、以下の点から、原則的には寮内で所持・使用できない。

- ・高価・ぜいたくな品物である。(寮生手帳12ページ参照)
- ・充電式のものが大半を占め、充電式の電気器具の所持・使用を原則認めていない寮の共通ルールに反している。
- ・動画再生機能・録画機能が備わっているものが大半を占めるため、寮内の不正使用のおそれがある。寮の共通ルールでは、動画再生機能のある機器自体が所持・使用できることになっている。また、寮内では動画の録画機能は生活上必要性がない。

②また、寮生相互のプライバシー保護のため、寮・学校の許可なく寮内でデジタルカメラの撮影(動画の録画を含む)を行うべきではない。

2. しかし、寮内でデジタルカメラの所持を許可すべき特段の理由があると寮長および総務部長が判断する場合には、中3生以上の学年に限り、「寮内デジタルカメラ所持登録申請書」の提出を受けたうえで許可する。許可された場合の寮内での所持は自己責任とし、紛失・盗難・破損が発生しても寮・学校は責任を負わない。

《特段の理由に当たるもの》※

中3研修旅行、中3寮生東京進路探究旅行、中3遠足、高I E遠足、高II修学旅行などの特別な校外行事。

(補足) ①部活で特別に必要な場合は、顧問を通じ総務部に相談すること。

②デジタルカメラと同様のスチル撮影機能をもっている、いわゆる「ビデオカメラ」の所持・使用は許可しない。所持できるものは、あくまでも「デジタルカメラ」として販売されている商品に限る。

3. ①不正使用(寮内の使用、動画再生や許可を得ないスチル撮影・動画撮影など)、②所持違反(所持登録申請をしないでの所持および所持期間終了後一週間経過しての所持など)を発見した場合、寮則の「不許可電気製品の扱い」に準じて違反物処理を行ない、以降再度の許可を与えない。

以上